

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 9 月の国民年金の納付記録については、国民年金第 3 号被保険者として保険料納付済み期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月  
② 平成 3 年 5 月

株式会社Aにおける夫の厚生年金保険の加入記録が昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 9 月 30 日までとされているため、私の国民年金被保険者記録は、62 年 4 月から 63 年 8 月までが第 3 号被保険者期間、同年 9 月（申立期間①）が未納期間とされている。

また、夫は、平成 3 年 5 月 1 日から B 事業所に採用され勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同年 6 月 1 日からとなっており、私の記録は、同年 5 月（申立期間②）が未納期間、第 3 号被保険者期間とされたのは同年 6 月以降となっている。

申立期間①及び②ともに夫は厚生年金保険に加入していたはずであり、私の国民年金の記録は、第 3 号被保険者期間となるはずなので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録では、申立人の申立期間①に係る国民年金被保険者記録は、当初、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 10 月 1 日までの期間が第 3 号被保険者期間として記録されていたところ、平成 20 年 10 月 7 日付けで、社会保険事務所において申立人の第 3 号被保険者の資格喪失日を昭和 63 年 9 月 30 日とする訂正処理が行われたことから、国民年金に未加入の期間とされたことが確認できる。

また、上記の訂正処理が行われた理由は、社会保険庁のオンライン記録における申立人の夫の厚生年金保険被保険者記録が昭和 62 年 4 月

1日から63年9月30日までの期間とされていることによるものと考えられる。

しかし、申立人の夫に係る前記厚生年金保険被保険者記録については、資格喪失日は昭和63年10月1日であるとする年金記録確認第三者委員会への申立てが行われ、当委員会で審議した結果、資格喪失日は同年10月1日であるとする審議結果が得られていることから、申立期間①については、第3号被保険者期間として保険料納付済み期間であると認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「夫が平成3年5月1日からB事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、私の同年5月に係る国民年金の記録は、第3号被保険者期間とされるはずである。」と主張しているところ、平成3年5月1日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入記録について、その夫から年金記録確認第三者委員会への申立てが行われ、当委員会で審議した結果、当該事業所から提出された資料等により、当該期間について、年金記録の訂正を行う必要があるとは認められないとする審議結果が得られている。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金被保険者記録欄には、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間において、第1号被保険者であった旨記載され、当時、申立人夫婦が住所地としていた「C区」の印が押されていることが確認できることから、当時、申立人は、第3号被保険者としてではなく、第1号被保険者としての届出を同区役所に行っていたことが確認できる。

さらに、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年9月の国民年金の納付記録については、国民年金第3号被保険者として保険料納付済み期間であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月30日から同年10月1日まで  
② 平成3年5月1日から同年6月1日まで

株式会社Aにおける厚生年金保険加入期間が昭和62年4月1日から63年9月30日までになっているが、私が退職したのは同年9月30日であることから、資格喪失日は同年10月1日になるのが正しい処理と思われるので、訂正をお願いしたい。

また、B事業所における厚生年金保険加入期間については、平成3年6月1日から8年8月1日までとなっているが、3年5月1日にC事業所に採用され勤務しており、どうして同年6月1日からになっているのか驚いている。訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び株式会社Aから提出された社員名簿の記録から、申立人が昭和62年4月1日から63年9月30日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Aでは、「社員名簿に申立人の退職日が昭和63年9月30日と記載されているので、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年10月1日となるはずであり、当社の届出誤りである。」、「給与の締め日が20日、支払日が21日なので、申立人の昭和63年9月21日から同年9月30日までの給与は同年10月21日に支払っており、

その給与から厚生年金保険料も控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 63 年 8 月の社会保険庁のオンライン記録から、15 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和 63 年 9 月 30 日として届け出たため、同年 9 月の保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録及び申立人から提出された辞令の写しから、申立人が同期間において、C 事業所に勤務していたことは確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、平成 3 年 6 月 1 日から B 事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、これについて C 事業所では、「当時、当事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、B 事業所を通じて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。」と回答している。

しかしながら、B 事業所から提出された申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、同事業所では、申立人の被保険者資格取得日を平成 3 年 6 月 1 日とした資格取得届を同年 6 月 6 日付けで D 社会保険事務所に提出していることが確認できる。

また、同事業所が保管している給料台帳の記録から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 44 年 4 月まで  
② 昭和 44 年 11 月から 45 年 4 月まで  
③ 昭和 46 年 11 月から 47 年 3 月 1 日まで  
④ 昭和 47 年 4 月  
⑤ 昭和 48 年 11 月から 49 年 4 月まで

申立期間①及び②については、A都道府県B市町村のC株式会社に冬季の季節労働者として出稼ぎに行っており、給料から厚生年金保険料が引かれていたが、加入記録が無いので調査してほしい。

また、申立期間③、④及び⑤については、D株式会社に冬季の季節労働者として出稼ぎに行っていたが、厚生年金保険の加入記録が昭和 47 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの 1 か月しかないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の記録から、申立人が昭和 43 年 11 月 15 日から 44 年 4 月 13 日までの期間及び 44 年 11 月 15 日から 45 年 4 月 14 日までの期間において、C株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が一緒に出稼ぎに行ったとする同僚 4 人のうち、出稼ぎ者の取りまとめ役であった同僚一人は、「昭和 40 年代初めごろからC株式会社に就労していたが、当時は、厚生年金保険に加入していなかった。出稼ぎに行った者はほとんどが農家だったので、国民年金に加入していた。」と証言しているところ、同僚 4 人全員が申立期間①及び②当時、国民年金に加入し、同社において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、E市町村が保管する国民健康保険被保険者台帳の記録から、申立人は申立期間①及び②当時、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、20歳に到達した昭和44年\*月から60歳で被保険者資格を喪失する平成21年\*月まで国民年金に加入し、保険料は納付済みとされていることが確認できる（ただし、昭和47年3月の国民年金保険料については、D株式会社における厚生年金保険被保険者記録が判明したことに伴い、平成21年7月に還付されている。後記2においても同じ。）。

さらに、社会保険事務所が保管するC株式会社の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は無く、整理番号に欠番もみられない。

加えて、申立人は、「給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張するが、控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間③、④及び⑤について、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記録から、申立人が昭和46年11月16日から47年4月15日までの期間及び48年11月12日から49年4月17日までの期間において、D株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D株式会社本社の元事務担当者は、「当時、季節労働者について、健康保険及び厚生年金保険の手続を行っていた記憶が無い。」と証言しているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間③、④及び⑤当時、冬季に短期間で加入している者の記録は確認できない上、申立人と一緒に出稼ぎに行っていたとする同僚二人についても、申立人と同一の記録となっていることが確認できる（なお、申立人及び申立人が一緒に出稼ぎに行っていたとする同僚二人について、D株式会社における昭和47年3月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が確認できるが、同期間の資格取得者は3人以外には見当たらず、どのような経緯で加入したのかについても確認できない。）。

また、前記1のとおり、申立人は、申立期間③、④及び⑤当時、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、20歳に到達した昭和44年\*月から60歳で被保険者資格を喪失する平成21年\*月まで国民年金に加入し、保険料は納付済みとされていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するD株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は昭和47年3月1日から同年4月1日までの期間以外には無く、申立期間③、④及び⑤において健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、D株式会社の元取締役及び元事務担当者から聴取しても、申

立人の申立期間③、④及び⑤に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月1日から同年10月31日まで  
② 昭和20年1月7日から同年3月31日まで

申立期間①について、尋常小学校を卒業した後、同級生と一緒に樺太に渡り、「A」という地名が社名に入っていた会社で働いていた。

また、申立期間②について、B事業所で戦中動員として3か月勤務した。仕事は、連合軍捕虜の監視補助であった。C校の学徒20人ほどが同じ寮だったことは覚えているが、給料をもらっていたかどうかは記憶に無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の陳述内容及び「人名録（昭和19年版）」の記録により、申立人が勤務していた事業所は「A株式会社」であったと推認されるところ、上記人名録によれば、同社は「島内に本店を有する会社」として掲載されていることが確認できる。

一方、A株式会社が所在していた樺太については、「樺太に施行すべき法令に関する法律（明治40年法律第25号）」及び「樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件」（昭和18年勅令241号）において適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法を樺太に適用する勅令は発せられていない。このことから、樺太に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

また、申立人が一緒に樺太に渡り働いていたとする同窓生及び前記人名録に記載されているA株式会社の役員等9人についても、申立期間①に係る同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間①に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人の陳述内容及びD株式会社B事業所の元社員二人の証言並びに厚生労働省社会・援護局の回答から、申立人が申立期間②当時、D株式会社B事業所を使役企業とするE俘虜収容所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、「俘虜収容所」が厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は確認できない。

また、申立人は、「現在のハローワークのような機関から文書が届き、B事業所に行くこととなった。仕事は、旧帝国陸軍兵との監視業務であった。」と述べていることから、申立人は、戦時下において徴用により上記俘虜収容所において勤務していたものと推認されるが、申立人は、当時一緒に働いていた同僚等の名前を覚えていないため、これら同僚等から聴取することができない上、申立人は、「当時、給料をもらっていたか記憶に無い。」と述べていることを踏まえると、申立期間②当時、申立人に給与が支給され、その給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事実を確認することができない。

さらに、上記俘虜収容所における使役企業であったD株式会社B事業所は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていたものの、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の加入記録は無く、申立期間②において記号番号に欠番もみられない。

加えて、D株式会社の事業を継承しているF株式会社では、「申立人に関する資料が無く、不明である。」と回答しており、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月8日から61年12月1日まで

私は、昭和48年8月8日から61年11月30日までの期間、株式会社Aに勤務していた。社会保険事務所から、厚生年金保険の加入記録は見付からないとの回答をもらった。当時、パート勤務であったが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「申立期間当時、株式会社Aに臨時職員として5年間から6年間勤務したが、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。臨時職員は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が同僚として記憶している3人についても、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において雇用保険の加入記録も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時の平成元年\*月\*日まで、申立期間を含めて継続して国民年金に加入し、法定免除期間とされていた昭和42年9月から50年3月までの国民年金保険料を申立期間中の52年7月に追納し、50年4月以降の国民年金保険料についてはすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。